

木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助希望者を募集します

町では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方を対象に「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣及び耐震改修費の補助を実施しています。

耐震診断士派遣事業

耐震診断士派遣事業とは、町内の木造住宅の所有者が耐震診断を受ける場合、耐震診断士を派遣して派遣費用の一部を補助している事業です。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方
対象となる住宅	次に掲げる 全ての要件に該当 すること ①町内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅 ②丸太組構造及び型式適合認定によるプレハブ工法以外により建てられたもの ③階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの ④昭和56年5月31日以前に適法に着工されたもの ⑤東日本大震災により被災した住宅で、罹災証明が半壊以上でないもの
申込期間	6月1日(水)～10月31日(月) (土・日・祝日を除く) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
診断費用	申込みには自己負担額として2,000円がかかります

耐震改修設計と耐震改修工事

耐震改修設計とは、耐震診断士等が診断した結果から、補強するための設計書を作成することをいいます。
耐震改修工事は、その設計書を基に、基礎や土台、柱、筋交い、梁、壁等を補強する工事のことをいいます。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方	
対象となる住宅	次に掲げる 全ての要件に該当 すること ①耐震診断士派遣事業の対象となる住宅の 全ての要件 に該当すること ②設計を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもの ③工事を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもので、改修工事により上部構造評点が1.0以上になるもの ④令和5年2月末日までに設計または工事が完了するもの	
申込期間	6月1日(水)～8月31日(水) (土・日・祝日を除く) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	
補助金額	耐震改修設計 設計に要する費用の 3分の2 (限度額：100,000円)	耐震改修工事 工事に要する費用の 23% (限度額：230,000円)

補助件数と申込受付

補助件数
耐震診断士派遣事業 3戸
耐震改修設計 1戸
耐震改修工事 1戸
(全て先着順となります)

申込受付
茨城町役場 都市整備課 (1階11番窓口)

【申込・問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116 (直通)

HPVワクチンの積極的な勧奨が再開しました

HPVワクチンは、平成25年6月から、積極的勧奨を差し控えていましたが、令和4年4月から勧奨を再開することが決定しました。HPVとは、ヒトパピローマウイルスのことです。皮膚や粘膜に感染するウイルスで、200以上の種類があります。HPVワクチンは、子宮頸がん全体の50～70%の原因とされる2種類のヒトパピローマウイルス(16型、18型)などの感染に対して予防効果があるワクチンです。接種対象となる方及び保護者の皆様には、HPVワクチンの効果や副反応等のリスクについてご理解いただき、接種についてご検討ください。

▶対象者 接種時に茨城町に住民登録がある小学6年生から高校1年生相当年齢の女子
(平成18年4月2日から平成23年4月1日生まれの方)

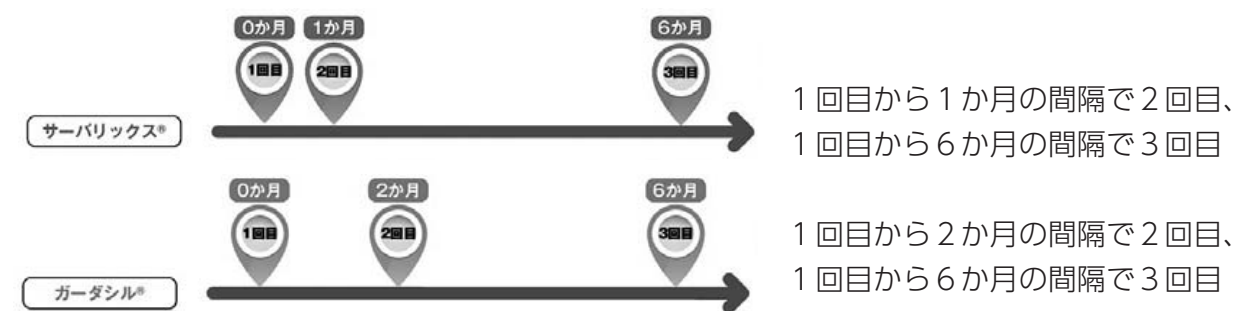
▶接種費用 無料

▶接種場所 茨城県内の協力医療機関(対象の医療機関は、茨城県医師会ホームページをご覧ください。)

▶接種に必要なもの

- ・接種を受ける人の住所・生年月日が確認できるもの(健康保険証など)
- ・母子健康手帳
- ・予診票(中学1年生、高校1年生の女子を対象に個別送付しています。その他の対象となる方で接種を希望される方は、健康増進課へご連絡いただくか、母子健康手帳を持参のうえ健康増進課の窓口までお越しください。)
- ・委任状(保護者以外の方が同伴する場合)

▶HPVワクチンの種類と標準的な接種間隔



※ 原則最初に接種したワクチンで接種を完了してください。

※ 新型コロナウイルスワクチンと同時接種はできません。また、新型コロナウイルスワクチンの接種前後は2週間以上の間隔をおく必要があります。

HPVワクチンのキャッチアップ接種について

積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、あらためてHPVワクチンの接種の機会をご提供しています(キャッチアップ接種)。

▶対象者 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方

▶対象期間と費用 令和7年3月31日までの3年間、無料で接種できます。

※予防接種に必要な予診票は、令和4年度中学1年生、高校1年生に該当する方へ個別送付しました。その他の対象となる方で接種を希望される方は、健康増進課へご連絡ください。

※HPVワクチンはHPV感染や子宮頸がんの発症を100%予防できるものではありません。ワクチンを接種した後も、20歳を過ぎたら子宮頸がん検診の受診が大切です。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)